

与謝野町ケーブルテレビ等広報番組制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

与謝野町ケーブルテレビ等広報番組制作業務委託

2 委託業務の場所

与謝野町全域

3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 与謝野町有線テレビ放送による広報番組制作業務

業務委託により有線テレビ放送用に広報番組を制作する。

制作番組、番組概要及びその制作本数は次のとおりとする。

- ① 制作番組 別紙1のとおり
- ② 番組概要 町が主催又は関連するイベントなどを有線テレビ放送番組として伝える。
- ③ 番組時間 60分～120分以内（1本あたり）
- ④ 制作本数 51番組（撮影：65人、編集：41件）
- ⑤ 映像方式
 - ・HD画質
 - ・画面アスペクト比16：9
- ⑥ 音声方式ステレオ

(2) 公式YouTubeチャンネルによる町政情報動画制作業務

業務委託により町公式YouTubeチャンネル用に動画を制作する。

制作動画、動画概要及びその制作本数は次のとおりとする。

- ① 制作動画 別紙2のとおり
- ② 制作概要 町政情報への理解と共感を得るため、町の施策や町が主催又は関連するイベントなどを伝える。
- ③ 番組時間 45分以内（1本あたり）
- ④ 制作本数 **10本**

5 業務体制

(1) 打ち合わせ・取材業務

受託者は、委託者と打ち合わせし、必要に応じて取材を行うものとする。

(2) 原稿作成業務

受託者は、打ち合わせ・撮影業務に基づき放送原稿を作成し、委託者の確認を受けるものとする。

(3) 撮影業務

受託者は、委託者の指示に従い、撮影業務を行うものとする。

(4) ナレーション収録

受託者は、委託者の立会いの下、番組に必要なナレーションを与謝野町役場加悦庁舎CATVセンターで収録するものとする。また、原則として、撮影後日に行うものとする。なお、ナレーションの収録には、委託者の所有する機材を使用することができる。

(5) 編集業務

受託者は、撮影した映像を編集し、与謝野町ケーブルテレビで放送可能な番組を制作するものとする。なお、委託者は、原則として編集業務に立ち会わないものとする。

6 制作日程等

番組及び動画の制作日程は、委託者受託者双方が協議し、委託者が指定するものとする。なお、番組1本当たりの業務遂行日数の目安は、概ね次のとおりとする。

- (1) 打ち合わせ・取材業務 0.5日
- (2) 原稿作成業務 受託者の裁量
- (3) 撮影業務 0.5～1.5日
- (4) ナレーション収録業務 1時間
- (5) 編集業務 受託者の裁量

7 業務従事者

受託者は、委託者の要請に応じてスタッフ（ディレクター、ビデオカメラマン、リポーター、ナレーター）を派遣するものとする。ただし、スタッフは、原則として次の条件を満たすものとする。

- (1) ディレクター
 - ・ 歴史や文化、政治や行政など、知識が豊富であること。
 - ・ ケーブルテレビの放送内容を把握していること。
 - ・ テレビ番組（CATV番組含む）のディレクター経験が3年以上であること。
 - ・ 番組制作は、原則、同じディレクターが担当すること。
 - ・ ビデオカメラマン及びナレーターを兼務することができる者であること。
- (2) ビデオカメラマン
 - ・ ビデオカメラマンの経験が3年以上であること。
- (3) リポーター
 - ・ テレビ番組（CATV番組含む）のリポーター経験が3年以上であること。
 - ・ ナレーターを兼務することができる者であること。
- (4) ナレーター
 - ・ テレビ・ラジオ等のナレーター経験が3年以上であること。

8 番組の内容確認

受託者は、制作した番組及び動画について、放送日の5営業日前までに、番組は総務課秘書広報係CATV担当、動画は総務課にて委託者の確認を受け、修正がある場合は速やかにこれを修

正するものとする。なお、受託者からの修正指示は2回までとする。

9 納品

完成した番組及び動画の納品場所、期限、媒体などは次のとおりとする。

(1) 番組

ア 納品場所：与謝野町役場加悦庁舎CATVセンター内
総務課秘書広報係CATV担当まで

イ 期限：放送日の5営業日前まで

ウ 媒体：委託者が指定する電磁的記録媒体による形式

エ その他

納品された媒体は、データ抽出後、受託者に返却するものとする。また、契約期間中に、委託者が素材映像を要求した場合、受託者はそれを提供するものとする。

(2) 動画（YouTube用データ）

ア 納品場所：与謝野町役場総務課秘書広報係まで

イ 期限：公開日の5営業日前まで

ウ 媒体：委託者が指定する電磁的記録媒体による形式

エ その他

納品された媒体は、データ抽出後、受託者に返却するものとする。また、契約期間中に、委託者が素材映像を要求した場合、受託者はそれを提供するものとする。

10 撮影・編集機器等の使用

受託者が撮影業務及び編集業務を遂行するにあたっては、受託者の所有する撮影・編集機器等を使用するものとする。撮影及び編集機器は、次の条件を満たすものとする。

(1) ビデオカメラ

業務用または放送用ビデオカメラを使用すること。

(2) 編集機

業務用ビデオ編集が可能であること。

11 派遣費用

受託者の派遣するスタッフに係る交通費、駐車料金、衣装代等については、受託者が負担するものとする。

12 実績報告

受託者は、実績報告書を委託者に提出するものとする。

13 委託費の請求

委託者は、受託者より実績の報告を受けた場合、書類の審査を行うものとする。また、受託者は、委託者の審査の完了後、請求書を提出するものとする。

14 支払方法

委託者は、受託者より請求書の提出を受けた場合、委託費を支払うものとする。

15 著作権の譲渡等

受託者は、著作権法第27条及び第28条の権利を含む全ての著作権を、委託者に譲渡するものとする。

16 再委託の禁止

受託者は、委託契約の全部を一括して再委託することはできないものとする。

17 注意事項

受託者は、業務上知り得た内部情報については、いっさい口外してはならないものとする。

18 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

別紙2 YouTube制作動画一覧

1 町政情報発信のための動画制作業務

町政への理解と共感を得るため、与謝野町長が出演する動画制作を行うものとする。

- (1) 制作番組 「山添町長とみんな・みらい・みえるトーク」
- (2) 番組概要 与謝野町長が町民の方と直接お話しし、伺った意見等を町政に反映させることを目的として開催する。それぞれにテーマを設定し、3つの「み」をトークテーマに、現場に行き、現場の声を町政に活かす場として開催する。
- (3) 制作本数 4本以上
- (4) 尺 45分以内
- (5) 留意事項
 - ・ YouTubeという媒体の特徴を活かした動画とすること。
 - ・ BGMやテロップを入れるとともに出演者のコメントを活かした動画とすること。
 - ・ 与謝野町長の出演した動画とすること。
 - ・ 与謝野町長の収録時間は1本60分を基本とするが、詳細は企画内容を踏まえ、協議し決定するものとする。
 - ・ 制作動画や有線テレビ放送番組へ誘導するためのYouTubeショートに則ったショート動画の企画提案も盛り込んで提案すること。

2 YouTube動画制作等追加提案業務

民間企業の先進的な広報を踏まえた自治体にはない独創的な動画制作を行うものとする。

- (1) 制作本数 6本以上
- (2) 尺 5分以上45分以内
- (3) 留意事項
 - ・ YouTubeという媒体の特徴を活かした動画とすること。
 - ・ 町公式YouTubeチャンネルの認知度を高め、再生回数を増やすために民間企業のノウハウを活用した手法や企画を盛り込んで提案すること。